破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２１９号
静岡県掛川市長谷１丁目17番地の５　梅の香Ⅲ202号
破産者　鎌田　禎幸
1　主文　当裁判所が平成23年５月10日午後３時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「静岡市駿河区八幡５丁目１番６号　コンフォール八幡201号」とあるのを、「静岡県掛川市長谷１丁目17番地の５　梅の香Ⅲ202号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月22日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８５号
千葉県佐倉市臼井台1218番地４、開始決定時の住所千葉県佐倉市南臼井台１番６号
破産者　志村　淳子（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５９６０号
群馬県甘楽郡甘楽町大字天引2889―５
破産者　小河原　孝
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１７７号
東京都中央区八丁堀４丁目５番11号
破産者　株式会社安井電子出版
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１７９号
東京都中央区八丁堀４丁目５番11号
破産者　株式会社ケイワイ・プロジェ
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６０８号
東京都中央区八丁堀４丁目５番11号
破産者　株式会社ガイアスタッフ
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１０号
東京都中央区八丁堀４丁目５番11号
破産者　株式会社816スタジオ
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３号
埼玉県富士見市関沢１丁目２番７号
破産者　久路商事株式会社
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９７５号
東京都小平市回田町248―６　ヴィラあかねＤ―102
破産者　荒井　英夫
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９８号
名古屋市西区中沼町172番地の１
破産者　株式会社サンキテクノ
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７０号
神戸市中央区相生町２丁目２番６号
破産者　株式会社トライ・トレード
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４３２号
奈良県天理市川原城町327番地
破産者　有限会社岩井商店
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８６号
岡山市南区当新田217番地２　川崎アパート７号
破産者　森本　悦子
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０号
盛岡市鉈屋町13番１号
破産者　蓬莱山誠神教
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０３号
秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳２番地の31
破産者　株式会社山荘
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第５０１号
金沢市無量寺３丁目18番地
破産者　ジェイ・ビー・エイチ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８９９号
岐阜県関市南町１丁目25番地
破産者　北原　健二
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
愛知県稲沢市大塚北７丁目43番地１
破産者　有限会社峰工業所
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２７５号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町３番地２丸太町ビル３階
破産者　有限会社教務
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
兵庫県西脇市西脇1131番地の１
破産者　小林自動車株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第８号
奈良県吉野郡十津川村大字野尻134番地
破産者　田中建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第７７８号
岡山市北区田中143番地114
破産者　株式会社Ｄ．Ｌ．Ｆ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部